

## RoHS 指令附属書 II 改訂案を公表



欧州連合理事会(EU 理事会)は 4 月 20 日、RoHS 指令の制限対象物質を定めた附属書 II を改訂する委員会委任指令案を公表しました。

欧州委員会(EC)は 2014 年 12 月に RoHS 指令附属書 II に、4 種のフタル酸エステル類を追加する改訂案を世界貿易機関(WTO)に通知していましたが、今回公表された委員会委任指令案も同様の内容となりました。

スケジュールについても、加盟国の国内法制化の期限を 2016 年 12 月 31 日までとし、4 種のフタル酸エステル類の含有制限を 2019 年 7 月 22 日から適用することとしています。

ただし、カテゴリ-8 の医療機器とカテゴリ-9 の監視および制御機器については、高信頼性が要求され、また技術革新に長期間を有することから、2021 年 7 月 22 日から適用されることになっています。

物質名(英名)	物質名(和名)	CAS 番号	附属書 II 改訂案
Bis (2-ethylhexyl) phthalate:DEHP	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	117-81-7	均質材料あたりの最大許容濃度を0.1重量%とし、附属書 II に追加する
Dibutyl phthalate:DBP	フタル酸ジブチル	84-74-2	均質材料あたりの最大許容濃度を0.1重量%とし、附属書 II に追加する
Benzyl butyl phthalate:BBP	フタル酸ブチルベンジル	85-68-7	均質材料あたりの最大許容濃度を0.1重量%とし、附属書 II に追加する
Diisobutyl phthalate :DIBP	フタル酸ジイソブチル	84-69-5	均質材料あたりの最大許容濃度を0.1重量%とし、附属書 II に追加する

当社では、製品分析に加えて、排水、下水、環境水、産業廃棄物等の様々な種類の分析について、長年の経験と実績があります。

お気軽にお問い合わせください。

資料 平成 27 年 4 月 20 日付 欧州理事会発表資料  
平成 27 年 4 月 30 日付 ワールドエコスコープ

化学分析箇所 竹下尚長

### 水道 GLP における亜硝酸態窒素の認定範囲の拡大が承認されました！

当社では、2012 年に水道 GLP (水道水質検査優良試験所規範) の認定を取得しましたが、この度、2014 年 4 月に水道法の改正において追加された亜硝酸態窒素においても拡大申請が承認され、高い信頼性と精度が確保されていることを第三者機関(日本水道協会)から認められました。

